

学校における健康診断の変遷（戦前①）

学校における持続可能な保健管理の在り方
に関する調査検討会（第2回）R7.7.17

参考資料 4

明治4（1871）年	文部省設置
明治11（1878）年	東京の神田一ツ橋に体操伝習所において実施されていた体操の効果判定として、 活力検査 が実施された。 ・活力検査の内容：体長、体重、臀囲、胸囲、指極、力量、握力、肺量
明治21（1888）年	「学生生徒の活力検査に関する訓令」公布 ・活力検査が制度として定められた。
明治30（1897）年	「 学生生徒身体検査規程 」（訓令）公布（文部省直轄学校に適用） ・検査項目：身長、体重、胸囲、肺活量、脊柱、体格、視力、眼疾、聴力、耳疾、歯牙、その他 ・検査は医師により、毎年4月と10月の2回実施するとされた。
明治31（1898）年	「 公立学校に学校医を置くの件 」（勅令）公布 ・「 学校医制度 」が創設された。 ・学校医の職務として、毎年4月と10月の2回、身体検査を実施
明治33（1900）年	「 学生生徒身体検査規程 」公布（訓令を廃止し、省令として制定） ・直轄学校以外にも適用された。 ・検査項目：身長、体重、胸囲、脊柱、体格、視力、眼疾、聴力、耳疾、歯牙、疾病 （疾病：腺病、栄養不良、貧血、脚気、肺結核、頭痛、衄血、神経衰弱、その他慢性疾患等）
明治37（1904）年	「学生生徒身体検査規程」改正 ・実施時期が毎年4月に変更された。

【参考文献】

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/kokusai/002/shiryoku/020801ei.htm

児童生徒等の健康診断マニュアル 平成27年度改訂 公益財団法人日本学校保健会

官報 第5016号（明治33年3月26日）、第6361号（明治37年9月10日）

学校における健康診断の変遷（戦前②）

大正9（1920）年	「学生生徒児童身体検査規程」公布（「学生生徒身体検査規程」は廃止） ・検査項目：発育（身長、体重、胸囲、概評）、栄養、脊柱、視力及び屈折状態、色神、眼疾、聴力、耳疾、歯牙、その他疾病及び異常、監察の要否 （その他疾病及び異常：結核性疾患、腺病、肋膜炎、心臓疾患及び機能障害、貧血、脚気、伝染性皮肤病、腺様増殖症及び扁桃腺肥大、ヘルニア、神経衰弱、精神障害） ・監察の要否については、検査の結果、心身の健康状態不良で学校衛生上特に継続的に監察を要する認める者を「要」とされた。
昭和12（1937）年	「学校身体検査規程」公布（「学生生徒児童身体検査規程」は廃止） ・実施時期は毎年4月（やむを得ない場合、身長、体重、胸囲、座高を除き6月末までに）とされた。 ・検査項目：身長、体重、胸囲、座高、栄養、脊柱、胸郭、眼、耳、鼻及び咽頭、皮膚、歯牙、その他疾病及び異常 （その他疾病及び異常：結核性疾患、腺病、肋膜炎、心臓疾患、貧血、脚気、脱腸、神経衰弱、言語障害、精神障害、骨、関節の異常、四肢運動障害等） ・必要に応じて、学校において健康相談、予防措置等を講ずることとされた。
昭和19（1944）年	「学校身体検査規程」改正 ・検査項目が変更された（身長、胸囲、体重、脊柱、栄養状態、視力、聴力及び疾病異常とされた）。 （疾病異常：結核性疾患、眼疾（特にトラホーム）、色神異常、耳疾（特に中耳炎）、歯疾（特に未処置の齲歯）、寄生虫病、身体虚弱、精神薄弱及び運動機能障害等）

【参考文献】

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/kokusai/002/shiryou/020801ei.htm

児童生徒等の健康診断マニュアル 平成27年度改訂 公益財団法人日本学校保健会

官報 第2396号（大正9年7月27日）、第3018号（昭和12年1月27日）、第5199号（昭和19年5月17日）

学校における健康診断の変遷（戦後①）

昭和22（1947）年	「学校教育法」公布 第12条 学校においては、学生、生徒、児童及び幼児並びに職員の健康増進を図るため、身体検査を行い、及び適当な衛生養護の施設を設けなければならない。
昭和24（1949）年	「学校身体検査規程」改正 ・実施時期は毎年4月 ・学徒身体検査にかかる項目：身長、体重、胸囲、座高、栄養、せき柱、胸郭、眼、耳、鼻及びいん頭、皮膚、歯牙、「ツベルクリン」皮内反応その他疾病及び異常（その他疾病及び異常：結核性疾患、ろくまく炎、心臓疾患、貧血、かっけ、ヘルニア、神経衰弱、言語障害、精神障害、骨、関節の異常、四し運動障害及び寄生虫病等）
昭和33（1958）年	「学校保健法」公布 第1条 この法律は、学校における保健管理に関し必要な事項を定め、児童、生徒、学生及び幼児並びに職員の健康の保持増進を図り、もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。 ・「身体検査」から「健康診断」に名称変更された。 ・検査項目（省令）：身長、体重、胸囲及び座高、栄養状態、脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無、視力、色神及び聴力、眼疾、耳鼻咽頭疾患及び皮膚疾患の有無、歯の疾病及び異常の有無、結核の有無、寄生虫卵の有無、その他の疾病及び異常の有無 また、肺活量、背筋力、握力等の機能を検査の項目に加えることができたとした。 「学校教育法」改正 第12条 学校においては、別に法律で定めるところにより、学生、生徒、児童及び幼児並びに職員の健康の保持増進を図るため、健康診断を行い、その他その保健に必要な措置を講じなければならない。

【参考文献】

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/kokusai/002/shiryou/020801ei.htm

児童生徒等の健康診断マニュアル 平成27年度改訂 公益財団法人日本学校保健会

官報 第6061号（昭和22年3月31日）、第6653号（昭和24年3月19日）、第9440号（昭和33年6月13日）

学校における健康診断の変遷（戦後②）

昭和48（1973）年	省令改正 ・実施時期について、「4月に行う」から「6月30日までに行う」とされた。 ・身体計測、視力、色覚及び聴力の検査、ツベルクリン反応検査、エックス線検査、尿の検査、寄生虫卵の有無の検査その他の予診的事項に属する検査は、学校医または学校歯科医による診断の前に実施することとされた。 ・「心臓の疾病及び異常の有無」が項目として明示され、小学1年にエックス線間接撮影の検査をあわせて行うものとする事とされた。 ・「尿」が必須項目とされた（原則、毎年行うこととされた。）。 ・「色神」は「色覚」の検査に改められた（小学1・4年、中学1年、高校1年、高専1・4年に行うとされた。）。 ・「聴力」の実施学年については、「色覚」と同様とされた。 ・「寄生虫卵の有無」については、中学校、高等学校及び高等専門学校においては除くことができることとされた。 等
昭和53（1978）年	省令改正 ・「尿」は、毎年実施しなければならないこととされた。 ・「聴力」は、耳疾、騒音等による聴力障害が多いと考えられる場合には、全学年について実施することが望ましいとされた。 ・「色覚」は、色覚異常検査表を用いて色覚異常の有無について検査し、その程度を明らかにすることは検査方法から除外された。 等

【参考文献】

官報 第13915号（昭和48年5月17日）

児童生徒等の健康診断マニュアル 平成27年度改訂 公益財団法人日本学校保健会

学校における健康診断の変遷（戦後②）

平成6（1994）年	省令改正 ・「胸囲」が必須項目から加えることのできる項目とされた。 ・「色覚」が小学4年において1回行うものとされた。 ・「聴力」について、小学校第2学年における検査の項目から除くことができないこととされた。 ・「寄生虫卵の有無」については、小学校第4学年以上は検査項目から除くことができることとされた。 ・「視力」は、眼鏡使用者について裸眼視力の検査を省略できることとされた。 ・「心臓の疾病及び異常の有無」では、心電図検査をすることとされた。 等
平成14（2002）年	省令改正 ・「色覚」が必須の項目から削除された。 等
平成15（2003）年	省令改正 ・「結核の有無」において、ツベルクリン反応検査の実施が廃止された。 等
平成20（2008）年	「学校保健法等の一部を改正する法律」公布（ 法改正 ） ・「学校保健法」から「学校保健安全法」に改名された。 ・学校保健に関する責務について、国及び地方公共団体並びに学校の設置者にあることが明記された。 ・保健指導については、養護教諭が教職員と連携協力し、日常の健康観察を重ね、必要に応じてその保護者とも連絡を図りながら、その課題を抽出し、学校医、学校歯科医、学校薬剤師の専門的な助言を受け、健康相談等において行うとされた。
平成26（2014）年	省令改正 ・「座高」及び「寄生虫卵の有無」は、必須項目から削除された。 ・「四肢の状態」が必須項目に追加された。

【参考文献】

児童生徒等の健康診断マニュアル 平成27年度改訂 公益財団法人日本学校保健会